

■唐津市重度心身障害者医療費助成の申請のながれ

医療機関への医療費の支払い → 市へ申請 → 支給（申請から約3か月後）

医療費の支払い

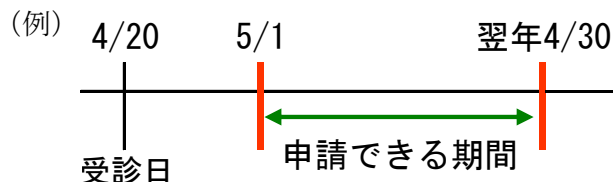
医療機関等を受診したときは、請求された医療費の支払い

※医療費が高額療養費に該当する場合は、加入医療保険へ高額療養費の申請を行ってください。

市へ申請

【申請期間】

受診した月の翌月から起算して1年以内



【申請に必要なもの】

- ①申請書
- ②領収書（原本）
※申請書内の医療機関記入欄に病院からの証明がある場合は不要です。
- ③印鑑
- ④高額療養費や付加給付の金額が分かるのも（振込通知のハガキ等）の写し
※高額療養費や付加給付に該当する場合のみ

【申請書必要枚数】

「医療機関」「診療月」「診療科目（通院・入院・歯科）」ごとに1枚

【申請窓口】

- ・障がい者支援課（りんく） 唐津市東城内1番3号 障がい者支援課センター1階
- ・障がい者支援課（本庁） 唐津市西城内1番1号 1階（26、27番窓口）
- ・市民センター（浜玉、厳木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山）

支給

申請に基づき確定した額を指定口座へお振込みします。

※お振込みには、約3か月程度の期間を要します。

※お振込み通知書は発行しておりませんので、ご了承ください。